

改正

平成5年3月11日条例第15号

平成12年3月9日条例第1号

碧南市都市計画審議会条例

碧南市都市計画審議会条例（昭和44年碧南市条例第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項及び第3項の規定に基づき、都市計画審議会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 碧南市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

**第3条** 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 法によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- （2） 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議すること。
- （3） 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

（組織）

**第4条** 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- （1） 識見を有する者
- （2） 議会の議員
- （3） 県の職員

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

**第5条** 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は前条第2項第1号により任命された委員のうちから、審議会の委員の選挙により選任し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報酬及び費用弁償）

**第7条** 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

（委任）

**第8条** この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月11日条例第15号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第1号）

1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。